

## 第4節A supplementary explanation

—Background information about black people in the United States.  
(アメリカ黒人問題に関する背景について)

アメリカの黒人問題を次の3期に分けて考察する。1期は奴隷の到来から解放宣言まで、2期は解放宣言から公民権法案成立の時期まで、3期は公民権法案成立以後の現代である。なお、その前に序)としてそれ以前の世界的状況を見ておく。

### 序) なぜ、黒人が奴隷となったのか

黒人の能力が劣るから奴隷となった訳ではない。

"In pre-historic time....Africa was not even relatively backward: it was in the lead." (\*10: p14)

{【浜田訳文例】有史以前の時代には、……アフリカはそれどころか相対的にみても後進国ではなかった。アフリカは世界の先端をいていた。}

歴史の大部分においてアフリカの黒人は遅れているどころか進んでいた。その後の有史時代に入っても、アフリカの諸王国に見られるように、この状態は続いていた。

更に、人間が奴隷として売買されるに及んでも奴隷は黒人だけではなかった。8C頃のイスラム世界を例にとると、「イスラム世界には、たくさんの奴隷が、商品として売買されていた。奴隷は白人奴隷と黒人奴隷からなり……」(\*11: p67)、とあるように黒人だけが奴隷であった訳ではない。

なぜアフリカ人だけがアメリカ大陸の奴隷となったのか。それは『アフリカの心』によると「イギリスからアメリカへやってきた移民たちにとって、彼らの基礎固めを助けてくれる労働力がどうしても必要であった。最初彼らはインディアンを使おうとした。だが……インディアンたちは、入植してきた白人たちの病気にきわめて感染しやすいこともわかった。……そこでイギリスやアイルランドから、貧しい白人や囚人たち、それに借金で身動きのとれない者たちが、アメリカの農場へ送りこまれた。……(だが、彼らは)……年季を終えたあと釈放されて自由の身となっていった。そのためたえず新たな労働力が、補給されなければならなかった」{文中の( )は浜田がつける}。

また逃亡した場合には肌の色が白人と同じなので見つけることが不可能だった、こともある。そこで黒人に目をつけ、「アフリカ人ならば色が黒いから逃げても簡単に見つけられるし、それに金で買うことができ、命のある限り、自分の所有物として使うことができたからだ。おまけになんといっても、供給源が無尽蔵だった」(\*12: p35)。

こうして、黒人奴隷時代の第1期に入る。

著作権の関係で挿入図省略。当初挿入していた図→ (\*14: p77)

### 第1期:黒人奴隷の時代 : 1619~1863年: (\*20)——売買の対象となった時代

※注:ただし、文献(\*5)ではアフリカ人の奴隷としての最初の到来を1518年としている。

この時期は、アフリカ人が奴隷としてアメリカに初めて本格的に連れてこられた1619年から、1863年の奴隷解放宣言までの時期である。ここでは、(A)アフリカからアメリカ本土に連れてこられる船中の様子と(B)連れてこられてからの状態を簡単に見ておく。

(A)アフリカからアメリカへ連れてこられる際に、より多くの奴隷を運ぶため船に詰め込んだ結果、「黒人たちは三段に作られた船倉に男・女・子供と分けて押しこめられ、立ったり座ったりどころか、身体の向きを変えることさえ困難な状況であった。一段あたりバケツ三〜四個が便所がわりに置かれた。……(だが足かせのため)……結局その場で用たしをすることになった。……こんな状況だから……三分の一が死んでしまう例が出るのは当然であった。自殺を企てて絶食する者がよくあるので、口をあける道具が発明され、食物を強引に流しこんだ」(\*13: p180)。

さらに、「(死んだら自分の国へ帰れると思って死を望む奴隷もいたので)船長はこの考えを取り除くために、死んだ奴隷の首を切り離すという処置を考え出した」(\*12: p38)。また赤痢などの病気が発生すると三分の二が死ぬこともあったという。奴隷貿易が禁止された後も、「奴隷商人は……巡洋艦に追いまわされると、奴隷を海に投げ込み、証拠をなくせばよかった。この時期に船につまされた黒人のうち、三分の二が航海中に死んだといわれる」(\*21 :p301)。

(B)そして、アメリカに連れてこられた後については、キング牧師が5才で差別を受けたとき{本文第2節参照}、キング牧師の母親がキング牧師に語ったような状況であった。

"They (Whites) made them (Negroes) work in the fields as slaves. She told M.L. how cruel some white slave-owners were. They beat the Negroes with whips. They bought and sold them like cattle. They put them in chains." (\*4: p5)

【浜田訳文例】彼ら(白人達)は、彼ら(黒人達)を奴隷として野原で働かせた。彼女はMLに、一部の白人の奴隷所有者がどのくらい残酷ざんこくであったかを話した。白人達は黒人達を鞭むちで打った。白人達は黒人達を家畜のように売買した。彼らは黒人達に鎖を取り付けていた。

※英文中の( )内は浜田が挿入

実際に奴隷であったダグラスは次のように語っている。「主人は、いつも叔母(女奴隷であったダグラスの叔母)を梁はりに縛りつけては、身体じゅうが血だらけになるまで彼女の背中を鞭打つのでした。……血が一番たくさん吹きだすところに一番長く鞭が打ちあてられるのです。

……自分が疲れきってしまうまで、……やめようとはしなかったのです」(\*14: p43)。そして、南北戦争が起こる。

"American Civil War, between the North and South, followed. After four years of fighting, the north won. The Emancipation Proclamation was passed and now, at last, the slaves were free." (\*5: p60)。

{【浜田訳文例】南部と北部の間でアメリカの内乱(南北戦争)があとに続いた。4年の戦いの後、北部が勝利した。奴隷解放宣言が可決され、そして、今やついに、奴隷は自由となった}。

だが、本当に自由となったのであろうか。

※著作権の関係で挿入図省略。当初挿入していた図→ (\*19: p79)

## 2期：Jim Crow Lawの時代：1863～1964年

### ——(州)法としての差別が存続した時代

この時期は、1863年の奴隷解放宣言から1964年の公民権法案の成立までである。

この時期に差別はなくなったであろうか。南北戦争後、黒人がまず要求したものは、「土地の所有と選挙権であった」と言われている(\*22: p101)。

まず、選挙の概況をみると、南部白人による憲法修正第14、15条の合法・非合法による骨抜きが進んでいた。幾つかの州の実例をまとめる。

1) 投票税を設け、選挙に先立ち投票税を納めなければ投票できない仕組みをつくられた。そのため、貧困者は投票不可能となり、黒人の多くは事実上投票できなくさせられた。

2) 投票にさいして、憲法の一部を読ませ、それを理解しない者には投票させないというやりかたも行われた。

3) 1898年ルイジアナ州法「祖父条項」では1867年1月1日以前に投票した者及びその子孫にのみ投票を許すというものなどである。{(\*15: pp266-277) 参照}。

こうして「<sup>もんもう</sup>貧困や文盲を理由に黒人を政治参加から閉め出していった」(\*22: p126)。また、選挙以外でも私が小・中学校のころですら、下記の英文のような差別が南部の多くの州法で存在していた。そして、日本人も差別の対象に(少なくとも幾つかは)なっていたと思われる。

"One Jim Crow law said no black child could go to school with white children. Another said Negroes could not eat in restaurants where white people ate. Negroes could not wash their clothes in the laundries white people used. They could not sit next to white people in movie theaters. One law even told Negroes where to sit on buses. White people could sit anywhere. But Negroes had to sit in the back." (\*4: pp5-6)

{【浜田訳文例】ある黒人差別法には、いかなる黒人の子供も白人の子供達とともに学校へ行くことは

できないと書いてあった。別の法には黒人は白人が食事する食堂で食べることはできないと述べていた。黒人は、白人が使用する洗濯場で衣服を洗うことができない。黒人は、映画館で白人の隣に座ることはできない、と。ある法律は、黒人がバスのどこに座るべきかを命じてさえいた。白人は、どこにでも座ることができた。しかし、黒人はバスの後部に座らなければならなかった。}

その後は、第2節でみた公民権運動展開の中で公民権法が成立する。法による差別はなくなる。さて、現在はどうなっているのだろうか。

### 第3期：現代（公民権法案成立以降）：1964年以降～1994年頃

——法律による差別はなくなったが。だが……

現代では、確かにマイケル・ジャクソン初め黒人の有名人、実業家や政治家も以前とは比較にならぬくらいに増えている。また様々な改善が行われてきたように思われる。しかし1992年に発売された『Martin Luther King』（\*5）に次のような記述がある。

"With King as leader, things improved a lot for black people. ...The law says there is equality, but white people ignore the law. The restaurants used to be open only to whites. When the law made this illegal, the restaurants simply closed. Government schools which were integrated now have only black pupils. The white children have been sent to private schools." (\*5: p61)

{【浜田訳文例】指導者としてのキングとともに、黒人のために多くの改善がなされた。……法は平等である、と語っている。しかし、白人は法律を無視する。レストランは、かつては白人にだけ公開されていた。法律がこれを違法としたときに、その食堂はただ単に閉鎖された。今や差別を撤廃した公立学校は黒人の児童だけとなった。白人の児童は私立学校に行かせられている}。

また経済状態をみても、『NEWSWEEK・日本語版』には、1986年に貧困線（4人家族で年収約1万1千ドル）を割っている家族は、白人が10人に1人なのに対して、黒人では3人に1人であるとの（\*16: p34）報告を掲載している。

差別を受けた人は何を考え、差別をする人は何故そうするのか。差別とは何であるのか。私がこのような問題を何故取り上げるのか。この問題は、第二部で人間という側面と社会という側面からも、いつか取り上げようと考えている。

最後に、みんなのよく知っているケント・ギルバート氏の話を書いておく。彼のおばさんの娘が日系アメリカ人と結婚することになり、そのときにおばさんがケントに電話で語った言葉は「たいへんなことがおきたよ、娘が日本人と結婚するんだ！……困るんだよ」（\*17: pp20-21）であったという。

《※2018年注。困るとはどういう意味かは不明である。遠方で困る、言葉の壁、文化の壁なども含めて困るという意味かもしれない。そこで、単に差別的言動ととらえない方がよい。》

なお、国は違うが南アフリカ共和国では、つい最近まで「日本人が……白人と結婚したり性交渉をしたりすれば、犯罪人にされていた」(\*18: p155)ことも思い出してもらいたい。

※(2018年追記) 今回の原稿は1994から97年にかけて記述したものである。資料は1994年頃までのものである。その後、オバマ大統領(在任2009年1月20日 - 2017年1月20日)が登場してきたように、様々な変化が起こっているであろうが、教壇を去り、資料購入と資料収集ができていないため、詳細は不明である。

また、ブラジルやキューバなどでは黒人差別はないにも拘わらず、どうしてアメリカでは人種差別が存在するのかなどの比較研究を今後する必要がある。